(参考)必要書類一覧

番号	書類名	主な取得先
1	低未利用土地等確認申請書(別記様式 1-1)	市ホームページ
2	低未利用土地等の売買契約書の写し	申請者本人
3	≪次のいずれかの書類≫※1	≪提出する書類により異なる≫
	(1) 新座市が運営する空家バンクへの登録が確認できる書類	
	(2) 宅地建物取引業者が、現況更地・空家・空き店舗である旨を表示した広告	
	③ 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類 ※2	
	※ 使用中止日が売買契約よりも1か月以上前であること	
	(4) その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類(別記様式1-2等)	
	・ 別記様式 1-2 により宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を	
	確認します。	
	・ 2方向以上からの写真 と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用地	
	等であることを確認します。	
4	低未利用土地等の譲渡後の利用について	
	(別記様式2-1又は別記様式2-2)	市ホームページ
	※上記の提出ができない場合は別記様式3	
5	申請に係る土地等の登記事項証明書	法務局

- ※1 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法(昭和27年法第229号)第30条に基づく 農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること (現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること 又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること)が確認されていることによっても確認可能
- ※2 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等